

名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和5年9月5日（火）

15:50～16:15

天白文化小劇場

1 税務署長挨拶

2 税務署からの連絡事項

（1）令和5年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の見直しについて（資料1）

（2）キャッシュレス納付の利用拡大等について

イ プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて（資料2）

ロ ダイレクト納付の利便性の向上について（資料3）

3 その他

令和5年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の見直しについて

- ◆ 平成15年分の確定申告以降、期間中（2/16～3/15）の日曜日のうち2日間において確定申告の相談及び申告書の受付を実施（いわゆる「閉庁日対応」）
- ◆ 閉庁日対応実施日に来場する納税者の方は、近年、減少傾向
- ◆ また、閉庁日対応の取組開始後、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び「確定申告書等作成コーナー」の運用開始など、より簡単に申告手続きが可能となるよう環境を整備
- ◆ 国税庁ホームページにおいてチャットボットを運用するとともに、確定申告期間中は各国税局でコールセンターを開設し、申告相談に対応
- ◆ こうした状況を踏まえ、令和5年分の確定申告においては、閉庁日対応を1日間の実施とする方向で検討中（現在、関係機関等と調整を進めているところ）

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

① 法人納税者

《見直し前》

○ : プレプリント納付書を送付する × : プレプリント納付書を送付しない × : 令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし					
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）		
				納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付			納付書を使 用しない納 付方法 ^(※)	金融機関・税務署 窓口での納付	
電子申告	書面申告	電子申告	書面申告		電子申告	書面申告	電子申告		書面申告					
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

※ 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

プレプリント納付書送付見直し対象者一覧

② 個人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし
所得税	×	×	×	○	× ^(※1)	○
消費税	×	×	×	○	○	○

《見直し後》

	確定申告分					予定申告分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者						
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		
				納付書を使用しない納付方法 (※2)	金融機関・税務署 窓口での納付		納付書を使用しない納付方法 (※2)	金融機関・税務署窓口での納付	
						電子通知希望あり	電子通知希望なし		
所得税	×	×	×	×	○	× ^(※1)	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○ ^(※3)	

※1 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

※2 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

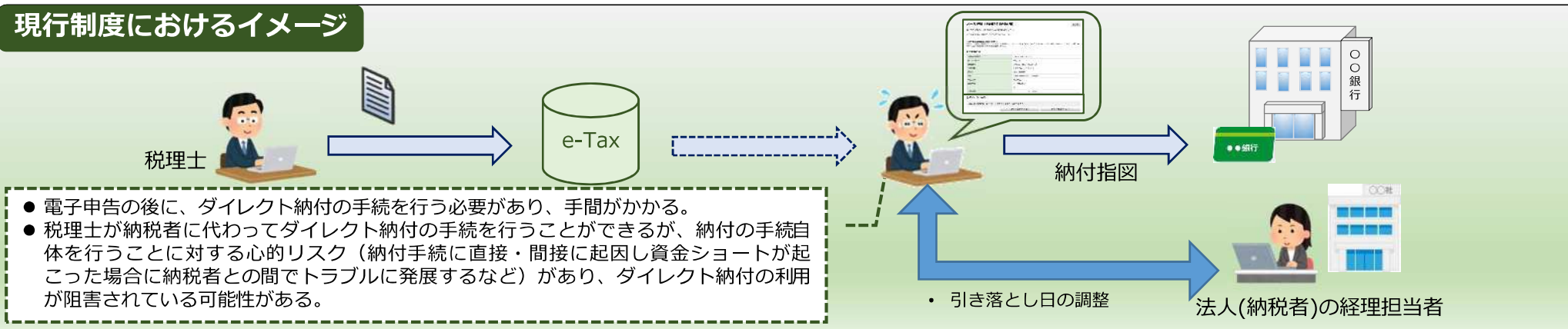
※3 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

ダイレクト納付の利便性向上（令和5年度税制改正）

現行制度

- ◆ **ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）**は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、**即時又は期日を指定して**預貯金口座からの口座引落としにより納付できる制度。

現行制度におけるイメージ



改正概要

【令和6年4月1日以降】

- ◆ 電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うこと（税額が1億円以下^(注)の場合に限る。）で、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落とし**を実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととする。とともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設ける。
(注)経過措置が設けられる予定。

改正のイメージ

